

平城遷都1300年記念事業の実施について

平成20年10月28日

閣議了解

平城遷都1300年記念事業協会が、平成22年において、特別史跡平城宮跡を中心会場として実施する平城遷都1300年記念事業に対し、関係行政機関は必要な協力を行うものとする。

(理由)

本日閣議決定された「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域」が設置される特別史跡平城宮跡は、奈良時代の首都として我が国の政治・経済・文化の中心であった平城京における主要な遺跡であり、また、世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産ともなっている我が国を代表する国民的・世界的文化遺産である。

平城遷都1300年記念事業は、平城京に都が置かれてから1300年目に当たる平成22年において、特別史跡平城宮跡を中心会場とし、平城京や平城宮の歴史的・文化的意義を国内外の方々と改めて確認し共有するとともに、往時交流のあった東アジアを中心とする各国諸都市の参加も得て、今後の持続的な交流に寄与する展示、国際会議等を一体的に実施するものである。

本事業の成果は、平城宮跡等の歴史・文化資産としての意義の普遍化のみならず、我が国と諸外国との交流促進に寄与するとともに、本事業を契機とした観光交流の一層の拡大を通じて関西圏の振興にも資するものである。

本事業が、国民各層の理解と協力を得て、国際的な関心と参加の下に行われ、所期の目的が達成されるためには、本事業の円滑な実施について関係省庁の協力を必要とするので、閣議了解を求めるものである。